

# 久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業

## 契約書（案）

久留米市（以下「市」という。）と [ ]（以下、「事業者」という。）は久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業に関して、以下のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 事業名 久留米市 中央学校給食センター（仮称）整備事業
2. 事業場所 久留米市野中町 1339 番 1、1337 番 1、1385 番 4、621 番 10、1337 番 7、1382 番 4、1385 番 7、1430 番 6、1402 番 9、1339 番 7
3. 事業期間 自 久留米市議会における本契約議案の議決のあった日  
至 平成 37 年 3 月 31 日
4. 契約金額 金〇〇円に金利変動、物価変動及び食数変更による増減額、市の是正勧告に基づく減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
5. 契約保証金 免除

上記の事業について、市と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定により、市議会において、議会の可決を得たとき効力を生ずるものとする。

ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり、市は損害賠償の責を負わない。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

[発注者]

久留米市城南町 15 番地 3

久留米市

久留米市長

印

[事業者]

住所

名称

代表者

印

久留米市中央学校給食センター（仮称）  
整備事業

事業契約書約款（案）  
【変更版】

平成 20 年 8 月 25 日

久留米市

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
(目的及び解釈) .....	1
(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重) .....	1
(本件業務及び日程) .....	1
(本件業務の遂行) .....	1
(善良なる管理者の注意義務) .....	1
(責任の負担) .....	2
(第三者に及ぼした損害) .....	2
(要求水準書の変更) .....	2
(本件事業用地等の使用) .....	3
(許認可、届出等) .....	3
(第三者の使用) .....	4
(近隣住民対策) .....	5
(市及び関係者等との調整) .....	6
(緊急時の対応) .....	6
第2章 施設整備業務 .....	6
第1節 共通事項 .....	6
(事業計画書) .....	6
(施設整備業務のモニタリング) .....	7
第2節 事前調査業務及び設計業務 .....	7
(事前調査業務) .....	7
(設計責任者の設置及び設計計画書の提出) .....	8
(設計業務) .....	8
(設計の完了) .....	8
(設計の変更) .....	9
第3節 建設及び工事監理業務 .....	9
(建設等業務計画書) .....	9
(給食センター及び配膳室の建設業務) .....	10
(工事記録の備置) .....	10
(工事監理者) .....	10
(建設業務のモニタリング) .....	11
(工事の一時中止) .....	11
第4節 什器備品等の調達・搬入設置業務 .....	11
(什器備品等の調達・搬入設置) .....	11
(什器備品等の瑕疵) .....	12
第5節 竣工検査及び引渡し業務 .....	12
(引渡予定日の変更) .....	12

(引渡予定日の変更による日程変更) .....	13
(引渡し遅延等による費用等の負担) .....	13
(竣工検査等) .....	13
(竣工確認) .....	14
(引渡し) .....	14
(所有権登記) .....	14
(瑕疵担保) .....	15
第3章 開業準備業務 .....	15
第1節 開業準備業務 .....	15
(開業準備業務) .....	15
(業務従事者名簿の提出等) .....	16
(業務仕様書等) .....	16
(開業準備業務のモニタリング) .....	16
第4章 維持管理・運営業務 .....	17
第1節 維持管理・運営業務の共通事項 .....	17
(維持管理・運営業務) .....	17
(年次業務計画書) .....	17
(業務報告書) .....	17
(業務仕様書等、年次業務計画書に記載のない修繕) .....	18
(維持管理・運営業務のモニタリング) .....	18
(異物混入・食中毒等) .....	18
第5章 履行保証 .....	20
(本件業務に関する履行保証) .....	20
第6章 事業者の収入 .....	20
(サービス対価) .....	20
(既払いサービス対価の返還) .....	20
第7章 契約期間及び契約の終了 .....	21
第1節 契約の終了 .....	21
(契約期間) .....	21
(本件業務の終了手続) .....	21
(維持管理・運営業務終了に伴う検査) .....	21
(放置物等の撤去) .....	22
第2節 契約解除 .....	22
(事業者の債務不履行等による契約の解除) .....	22
(モニタリングによる契約の解除) .....	23
(引渡し前の解除の効力等) .....	23
(引渡し後の解除の効力等) .....	24
(市の債務不履行) .....	25
(市による任意の解除) .....	25

(解除又は解約の場合のサービス対価支払い条件) .....	26
第8章 法令変更.....	26
(通知、協議及び損害の負担) .....	26
(法令変更による契約の終了) .....	27
第9章 不可抗力.....	27
(不可抗力への対応) .....	27
(通知、協議及び損害の負担) .....	27
(不可抗力による契約の終了) .....	27
第10章 その他.....	28
(協議) .....	28
(市による債務の履行) .....	28
(契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限) .....	28
(事業者の兼業禁止) .....	28
(財務書類の提出) .....	29
(秘密保持) .....	29
(知的所有権) .....	29
(著作権等の侵害の防止) .....	29
(設計図書等の著作権) .....	30
(資料等の取扱い) .....	30
(出資者による保証) .....	30
(事業者の解散) .....	31
(付保すべき保険) .....	31
(融資者との協議) .....	31
(請求、通知等の様式その他) .....	31
(準拠法) .....	31
(管轄裁判所) .....	31
(定めのない事項) .....	31

## 第1章 総則

(目的及び解釈)

第1条 久留米市中央学校給食センター(仮称)整備事業契約(以下「本契約」という。)は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本件事業が、市が久留米市民に対し、給食センター及び給食配送校においてより質の高い公共サービスを提供するために行う事業であって、高度の公共性を有すること、及び市が給食センター及び給食配送校の管理者の立場にあることを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重しなければならない。

2 市及び事業者は、本件事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下、「PFI法」という。)に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

3 市及び事業者は、本件業務の遂行及び本契約の履行にあたり、法令を遵守しなければならない。

(本件業務及び日程)

第3条 本件業務は、別紙2に記載する業務その他これに関連し、又は付随する一切の業務により構成される。

2 本件業務は、別紙3に記載する本件日程表に従って実施される。

(本件業務の遂行)

第4条 事業者は、本件業務を本契約、入札説明書等及び事業者提案に従って遂行しなければならない。

2 前項において、本契約と入札説明書等及び事業者提案との間に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、入札説明書等、事業者提案の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、事業者提案が入札説明書等の規定に優先する。

3 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、又は入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、市及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(善良なる管理者の注意義務)

第5条 事業者は、本件業務を、善良な管理者の注意義務をもって遂行しなければならない。

(責任の負担)

第6条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとする。

2 本件業務の遂行に関する一切の費用（公租公課を含む。）は、本契約又は入札説明書等に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者が負担する。また、本件業務に関する資金調達はすべて事業者の責任において行う。

3 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の遂行に関する市による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は事業者から市に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、事業者は本件業務の遂行に関する事業者の責任を免れず、当該承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、市は何ら責任を負担せず、事業者は市の責任を追及しない。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 事業者が本件業務の遂行に関して第三者に損害を及ぼした場合、事業者が当該第三者に対し当該損害を賠償する。ただし、当該損害（第4項の規定により事業者が加入した保険等により填補された部分を除く。）が市の責めに帰すべき事由又は本件業務の遂行に伴い、通常避けることのできない騒音、悪臭、振動、地盤沈下、地下水の断絶、粉塵発生等（事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務が本契約、入札説明書等若しくは事業者提案に規定されている場合は当該注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。なお、電波障害は含まない。）により生じたものである場合は、市がその損害を賠償する。

2 市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払う。

3 本件業務の遂行に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

4 事業者は、本件業務期間中、事業者の責任及び費用負担において、別紙13記載の保険に加入し、また請負人等をして加入させる。

(要求水準書の変更)

第8条 市は、本件業務期間中、要求水準書の変更が必要であると認めるときは、要求水準書の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。

2 事業者が前項の通知を市から受領した場合、事業者は、当該書面を受領した日から14日以内（14日目が閉庁日の場合はその翌開庁日まで。以下、本契約における期限の最終日が市の閉庁日である場合は、すべて翌開庁日を当該期限の最終日とみなす。）に、その要求水準書の変更に伴う措置、引渡予定日の変更の有無、業務費用の変動の有無を検討し、かつその結果を市に対し書面にて通知する。

3 事業者は、第1項に定める市からの変更の要求に基づき、要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたって、引渡しの遅延、業務費用の増加が予想される場合は、これらの遅延の期間及び業務費用の増加が最小限となるように最大限の努力をしなければならない。

- 4 本契約当事者は、相手方当事者からの求めに応じていつでも、両当事者間で要求水準書の変更に伴う引渡しの遅延及び業務費用の増減について協議を行う。
- 5 市と事業者とは第2項の事業者による検討を踏まえて前項の協議を行い、当該協議を踏まえて市は要求水準書の変更の要否及び合理的な引渡予定日を決定する。
- 6 前項に基づき要求水準書又は引渡予定日に変更された場合で、当該変更により本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減することができる。当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、市が合理的な範囲で当該追加費用又は当該損害を負担する。
- 7 市又は事業者は、技術革新等により要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用、及びこれに伴うサービス対価の減額が可能であると認めるときは、相手方当事者に対して書面により通知する。この場合、市及び事業者は、要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用の可否について速やかに協議を行い、当該協議を踏まえて市は要求水準書又は設計図書の変更の可否・内容、新たな業務遂行方法の採用の可否・内容について決定するものとする。
- 8 前項の協議により要求水準書を変更した結果、事業者提案又は設計図書を変更する必要があるときは、事業者は、前項の通知を受けてから遅滞なく、変更後の事業者提案又は設計図書を市に提出し、市の承諾を受けなければならない。
- 9 第7項又は前項に基づき要求水準書、事業者提案又は設計図書が変更された場合で、当該変更により本契約に基づく事業者の業務の範囲が減少したときは、市は当該減少に応じてサービス対価を減額することができる。当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、市が合理的な範囲で当該追加費用又は当該損害を負担する。

(本件事業用地等の使用)

- 第9条 事業者は、本件業務期間中、本件業務を遂行するために必要と市が認める範囲において、市の所有する本件事業用地の土地及び本件各施設及び什器・備品等を無償にて使用することができる。
- 2 事業者は、前項に基づき使用する土地及び本件各施設並びに設備及び什器・備品等を、善良な管理者の注意義務をもって使用又は管理する。

(許認可、届出等)

- 第10条 本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用負担において申請、取得及び維持し、また、本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の届出についても、事業者がその責任と費用負担において行なわなければならない。
- 2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際して、市に対し書面による事前説明を行ない、またかかる許認可の取得又は届出の完了後速やかに、同様の方法で市に対し事後報告を行う。
  - 3 市は、事業者から要請がある場合は、遅滞なく、第1項に定める事業者による許認可の申請、取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の合理的な協力をする。
  - 4 事業者は、市から要請がある場合は、遅滞なく、市による許認可の申請、取得及び維持又は届出(交付金及び地方債の申請に関するものも含むが、これらに限られない。)に必要な資料の

提供その他、本件事業に関連し、又は付随する市の行為について合理的な協力をする。

- 5 事業者は、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により業務費用が増加し又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、市が第3項に基づく協力義務に違反した場合など市の責めに帰すべき事由に基づく遅延の場合は、合理的な範囲で市の負担とする。
- 6 市は、市が申請、取得及び維持すべき許認可又は市が行なうべき届出の遅延に起因して事業者が生じた合理的な範囲の増加費用又は損害を負担する。ただし、事業者が第4項に定める協力義務に違反した場合など事業者の責めに帰すべき事由に基づく遅延の場合は、事業者の負担とする。
- 7 許認可取得又は届出の遅延によって、引渡予定日の変更を要する場合には、第30条乃至第32条の定めに従う。

#### (第三者の使用)

- 第11条 事業者は、本件業務の全部又は一部の遂行を、本契約及び法令に違反しない範囲において、第三者に委託し又は請け負わせることができる。事業者は、事業計画書(第15条にて定義する。)提出時において本件業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせる予定がある場合には、あらかじめ事業計画書にその旨を明記する。
- 2 事業者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約(以下「第三者委託契約」という。)の締結予定日の14日前までに、市に対して、第三者委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び文書全ての写し(以下「第三者委託契約書案等」という。)を提出して、市の承諾を得なければならない。第三者委託契約書案等の提出から第三者委託契約の締結までの間に、契約内容に重要な変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日(契約内容の変更に関する通知があった場合には、かかる通知を受けた日)から7日以内に承諾を与えなければならない。市が承諾を与えた後に、契約内容の変更に関する通知があった場合には、事業者は変更内容についてあらためて市から承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、第三者委託契約が締結された場合には、市に対して、締結済みの第三者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約及び文書等及び施工体制台帳の写しをそれぞれ提出しなくてはならない。ただし、施工体制台帳については、法令上作成する必要がある場合に限る。
- 4 事業者は、第2項に基づく市の承諾を得た後に本件業務の全部又は一部の遂行を委託し又は請け負わせる第三者を変更する場合には、市に対して、当該変更後の第三者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約(以下「変更後第三者委託契約」という。)の締結予定日の14日前までに、変更後第三者委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び文書全ての写しを提出して、市の承諾を得なくてはならない。提出から契約締結までの間に、契約内容に重要な変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日(契約内容の変更に関する通知があった場合には、かかる通知を受けた日)から7日以内に承諾を与えなければならない。市が承諾を与えた後に、契約内容の変更に関する通知があった場合には、事業者は変更内容についてあ

らためて市から承諾を得なければならない。

- 5 第2項又は第4項にしたがって市の承諾を得て業務の委託を受け、又は業務を請け負った第三者が、さらにその一部を別の第三者（以下「再々受託者」という。）に委託し又は請け負わせる場合、事業者は、事前に再々受託者の商号、住所その他市が求める事項を記載した文書並びに、市が要求する場合には、再々受託者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約の契約書案及びこれに付随し、又は関連する契約及び書面全ての写しを市に提出し、市の承諾を得なければならない。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、通知を受けた日から7日以内に承諾を与えなければならない。再々受託者が、本件工事の一部をさらに別の第三者に委託し又は請け負わせる場合、及びそれ以降の委託、請負等についても、事業者は、本項に定めに従って市の承諾を得なければならない。
- 6 事業者が本件業務の遂行の全部又は一部を第三者に対して委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者、当該第三者からさらに委託又は請負等を受けた別の第三者、及びそれ以降の再々委託、再々請負等を受けた第三者ら（以下、あわせて「請負人等」という。）の業務はすべて事業者の責任において行い、当該委託又は請負等につき第2項、第4項又は第5項に基づく市の承諾が与えられている場合であっても、請負人等のいずれかの責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が請負人等と連帯してその責任を負う。
- 7 請負人等の故意又は過失による本契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった請負人等の変更を、事業者に求めることができる。新たな請負人等の市による承諾については、前6項の手続に従う。また事業者が3ヶ月以内に市の要求する請負人等の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。解除の手続きは第55条乃至第58条に従う。

#### （近隣住民対策）

- 第12条 事業者は、自己の責任と費用負担において、本件業務の遂行に関して紛争を防止するために合理的に要求される近隣住民対策（以下、「近隣住民対策」という。）を行う。ただし、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業を実施すること自体に付随して要求される近隣住民対策（事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務が本契約、入札説明書等若しくは事業者提案に規定されている場合は当該注意義務を尽くしても通常避けることのできないものを含む。）については、市がその責任を負う。なお、電波障害に関する近隣住民対策については事業者がその責任を負う。
- 2 市は、事業者からの要求があった場合には、事業者が実施する近隣住民対策に合理的な協力を行う。
- 3 事業者は、本件事業又は本件業務の遂行に関して近隣住民から要望又は苦情が出された場合には、遅滞なくこれを市に報告する。また事業者は、近隣住民対策として調査、検討、対策の実施又は住民への回答を行なう場合には、その都度、市に対して、事前にその内容を、事後にその結果を、それぞれ報告する。
- 4 事業者は、施設整備業務に伴う近隣住民対策として、自己の責任と費用負担において、次の各業務を行う。
  - （1）工事の施工計画の説明、及び折衝、並びに要望についての調査、検討及び回答。

- (2) 騒音、悪臭、電波障害、振動、粉塵発生、交通渋滞その他、施設整備業務が近隣住民の生活若しくは周辺環境に与える影響（本件施設等の設置自体に伴う電波障害を含む。）の調査、検討及び対策の実施。

（市及び関係者等との調整）

第13条 事業者は、本件業務を遂行するにあたり、事業者の責任及び費用負担において、市及び給食センター関係者との協力関係を維持し、必要に応じ、これらと必要な協議を行う。市は、市と給食センター関係者との委託等の契約において、給食センター関係者の義務として事業者との協力関係を維持し、必要な協議に誠実に応じる義務を負担させるものとする。事業者が、協議において合理的な努力を尽くしたにもかかわらず、給食センター関係者が、業務の調整に協力しない場合、事業者はこれを直ちに市に通知する。市は、かかる通知を受けた場合、市と当該給食センター関係者との間で締結した契約に基づき、市が適切と考える権利（損害賠償請求、解除権の行使を含むがこれに限られない。）を適時に行使するとともに給食センター関係者と事業者との関係を調整するものとする。

- 2 事業者が前項に基づく協議を行うにあたって、市は必要な協力を行う。

（緊急時の対応）

第14条 事業者は、本件業務期間中、本件業務に関連して事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。また、事業者が、本件業務の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合、本件業務の全部又は一部を本契約に従って遂行できなくなった場合、及び本件各施設、若しくはこれらの仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等が毀損し若しくは損害を受けた場合並びにこれらの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、その内容の詳細及び対応方針を記載した書面をもって直ちに市に報告する。

- 2 市は、前項により事業者から報告を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。

- 3 市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、第1項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。なお、不可抗力に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、別紙14の通りとする。

## 第2章 施設整備業務

### 第1節 共通事項

（事業計画書）

第15条 事業者は、本契約の効力発生後速やかに、本件業務の実施体制（事業総括責任者、施設整備業務責任者、開業準備業務責任者、維持管理・運營業務責任者及び各個別業務責任者を含む。）、実施スケジュール等を記載した計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、市に提出して市の承諾を得なければならない。

- 2 市は事業者に対し、前項で提出された事業計画書について、必要に応じて説明を求めること

ができ、さらに本契約、入札説明書等又は事業者提案と矛盾する場合は書面により変更を求めることができる。事業者は、市のこれらの要求に速やかに応じなければならない。

- 3 第1項で提出された事業計画書は、本契約に別段の定めがない限り、市と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
- 4 事業者は、事業計画書に従って本件業務を遂行する。

#### (施設整備業務のモニタリング)

第16条 市は、施設整備業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、施設整備業務期間中いつでも、施設整備業務の遂行・進捗状況について説明及び報告を求めることができる。

- 2 事業者は、市から前項の要求を受けた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用で、施設整備業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 4 前3項のモニタリングの結果、事業者による施設整備業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、施設整備業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
- 5 事業者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして最大限協力させる。
- 6 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。

## 第2節 事前調査業務及び設計業務

### (事前調査業務)

第17条 事業者は、施設整備業務のために必要な測量及び地質調査その他の調査を、本契約の効力発生後速やかに自己の責任と費用負担により行わなければならない。事業者は、市に当該調査のスケジュールを事前に通知し、当該調査の結果について遅滞なく報告しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査の不備や誤り、及び調査を行わなかったことに起因する増加費用及び損害を自ら負担する。市は、次の場合にはこれに起因する合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。
  - (1) 市が実施し、かつ入札説明書公表時にその結果を公表した測量及び地質調査に著しい不備や誤りがあった場合
  - (2) 市の帰責事由の有無にかかわらず市が公表した測量及び地質調査の結果（以下「市公表結果」という。）と事業者が測量及び地質調査等を行った結果（以下「事業者調査結果」という。）との間に著しい齟齬があり、かつ、市公表結果に基づいて事業者が事業者提案を行ったときにおいて、事業者調査結果によれば当該事業者提案で記載した費用では施設整備業務を行うことができないことが合理的に認められるとともに、当該齟齬につ

いて事業者提案時に事業者の構成企業等が認識できなかったことが社会通念上やむを得ないと認められる場合

- 3 第1項の各種調査に起因し、引渡予定日の変更を要する場合には、第30条乃至第32条の定めに従う。

(設計責任者の設置及び設計計画書の提出)

第18条 事業者は、本契約の効力発生後速やかに、給食センター及び各配膳室それぞれの設計に関する設計責任者（兼務可）の設置及び組織体制の整備を行ない、かつ詳細工程表を含む設計計画書を作成した上、市に提出して市の承諾をそれぞれ得なければならない。

(設計業務)

第19条 事業者は、給食センター及び配膳室の設計業務に関連し、又は付随する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、給食センター又は配膳室の設計業務が完了するまでの間、市に対して、毎月15日及び末日までに、給食センター及び配膳室それぞれの設計に関する業務の進捗状況を報告しなければならない。市は、このほか必要と認めた場合いつでも、設計業務の進捗状況に関して、事業者に対して報告を求めることができ、事業者は市に対して速やかに報告する。
- 3 事業者は、自己の責任及び費用負担において、市が行なう給食センターの設計業務に関する給食センター地域住民への説明会への協力を行う。市は、給食センター設計説明会を行なうことを決定した場合には、その日時及び開催場所につき、事業者に事前に通知する。
- 4 事業者及び市は、説明会での要望については説明会終了後、それ以外の機会になされた要望については要望がなされた後、それぞれ遅滞なく対応について協議しなければならない。当該要望に基づく設計変更を行う場合には、第21条の定めに従う。

(設計の完了)

第20条 事業者は、給食センターの基本設計を完了した場合には別紙4に定める図書を、給食センターの実施設計を完了した場合には別紙5に定める図書を、それぞれ速やかに市に対して提出しなければならない（以下、本項で定める図書をあわせて「給食センター設計図書」という。）。

- 2 事業者は、各配膳室の基本設計を完了した場合には別紙4に定める図書を、各配膳室の実施設計を完了した場合には別紙5に定める図書を、それぞれ速やかに市に対して提出しなければならない（以下、本項で定める図書をあわせて「各配膳室設計図書」という。）。
- 3 市は、事業者から設計図書の提出を受けた後14日以内に、設計の妥当性について確認を行い、かつその結果を事業者に通知する。提出された設計図書と本契約、入札説明書等又は事業者提案との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、市は、当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を通知し、さらに相当の期間を定めて事業者に修正を要求することができる。
- 4 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に当該不一致の修正をした上、あらためて修正後の設計図書を提出して市の確認を得なければならない。

なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより給食センター又は配膳室の引渡しが遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第32条の規定に従う。

- 5 事業者は、設計図書提出後14日以内に市から何らの通知もない場合は、第3項の確認が市によってなされたものとみなすことができる。

#### (設計の変更)

第21条 市は、施設整備期間中必要があると認める場合は、事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、事業者に対して設計図書の変更を求めることができる。

- 2 事業者は、市から前項の変更を求められた場合、合理的な理由がない限り当該変更請求に応じなければならない。事業者は、当該変更の可否及び事業者の本件業務の遂行に与える影響を検討し、合理的な理由に基づき設計図書の変更に応じることができないと判断した場合には、市に対して、応じることができない変更部分及びその理由を、前項の要求受領後14日以内に通知しなければならない。

- 3 第1項により事業者が市からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更に起因して給食センター又は配膳室の設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合は、市は、事業者と協議の上、合理的な期間、給食センター引渡予定日又は配膳室引渡予定日を延期する。

- 4 第1項により事業者が市からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更に起因して事業者に追加費用（設計費用、工事費用等の業務費用及び金融費用を含むが、それらに限らない。以下、本契約において同じ。）若しくは損害が発生した場合は、市は、合理的な範囲の当該追加費用及び損害を負担する。ただし、設計図書の内容が本契約、入札説明書等又は事業者提案と不一致があるために市が当該変更を求めた場合には、事業者が当該追加費用及び損害を負担する。また、不可抗力又は法令の変更により設計の変更が必要となった場合には、当該追加費用及び損害の負担は別紙14に従う。

- 5 事業者は、市から第20条に基づく確認を受けた設計図書の変更を事業者の都合により行おうとするときは、事前に市の書面による承諾を得なければならない。事業者が設計図書の変更を行いたい旨申し出た場合、市は原則として14日以内に承諾の有無を事業者に通知する。

- 6 事業者が前項に基づいて設計の変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生した場合は、事業者が当該費用又は損害を負担する。但し、不可抗力又は法令の変更により設計の変更が必要となったことを理由とする場合の追加費用又は損害の負担は別紙14に従う。

- 7 前6項に基づき設計が変更される場合において、当該設計変更により、事業者の業務費用が減少したときは、市はこれに応じて、事業者と協議の上、サービス対価を減額することができる。

### 第3節 建設及び工事監理業務

#### (建設等業務計画書)

第22条 事業者は、給食センター実施設計図書が市によって確認された後、速やかに給食セン

ター建設等業務計画書（工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を含む。以下、本契約において同じ。）を作成して市に提出し、市の承諾を受けなければならない。

- 2 事業者は、各配膳室実施設計図書が市によって確認された後、それぞれ速やかに各配膳室建設等業務計画書を作成して市に提出し、それぞれ市の承諾を受けなければならない。
- 3 市は、事業者から第1項又は第2項の建設等業務計画書の提出を受けた後、14日以内にその妥当性について確認を行い、その結果を事業者に通知する。建設等業務計画書と本契約、入札説明書等、事業者提案又は設計図書との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、市は、当該不一致を生じている箇所及びその内容を事業者に対して通知し、さらに相当の期間を定めて修正を要求することができる。
- 4 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に当該不一致の修正をした上、あらためて当該建設等業務計画書の妥当性について市の確認を得なければならない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これにより給食センター引渡日又は配膳室引渡日が遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第32条の規定に従う。
- 5 事業者は、市から各建設等業務計画書の妥当性についての確認を受けるまでは、給食センター又は各配膳室の建設業務及び工事監理業務に着手することはできない。事業者は、各建設等業務計画書提出後14日以内に市から何らの通知もない場合は、その妥当性についての確認が市によってなされたものとみなす。

（給食センター及び配膳室の建設業務）

第23条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業者提案、事業計画書、建設等業務計画書、本件日程表及び設計図書に従い、給食センター及び配膳室の建設業務を行う。

- 2 仮設、施工方法その他、給食センター及び配膳室の建設業務を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定め、これらに必要な関係諸官庁との協議は事業者がその責任と費用負担において行う。
- 3 市が別途発注する第三者の行う備品の搬入作業等と、事業者の建設業務とが密接に関連する場合には、市及び事業者は、それぞれの作業につき協議する。

（工事記録の備置）

第24条 事業者は、建設期間中、給食センター及び各配膳室それぞれの工事現場に常に工事記録を備え置かなければならない。

（工事監理者）

第25条 事業者は、給食センター及び配膳室の建設業務に着手する前に、自己の責任と費用負担において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する工事監理者を給食センター及び各配膳室のそれぞれについて設置し（以下、本項に基づいて設置された工事監理者をあわせて「工事監理者ら」という。）、直ちに市に対してその事実、工事監理者の氏名及び連絡先を通知する。

(建設業務のモニタリング)

第26条 事業者は、工事監理者らを通じて建設期間中、毎月末日までに、市に対して給食センター及び配膳室の建設業務の進捗及び施工状況について報告を行う。

2 市は、建設期間中いつでも、事業者又は工事監理者らに対する事前の通知を行うことなく、給食センター及び配膳室の建設業務の進捗及び施工状況等につき、立入調査を行なうことができる。

3 給食センター又は配膳室の建設業務が本契約、入札説明書等、事業者提案、事業計画書、建設等業務計画書、本件日程表又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正勧告を行うことができ、事業者はその責任及び費用負担において、市の求めに従ってこれを修正しなければならない。

4 事業者は、建設期間中において事業者又は工事監理者が行う、給食センター又は配膳室の工事に関する検査又は試験について、検査又は試験の日時及び内容につき、事前に市に対して通知し、市の承諾を得ることとする。市は、当該検査又は試験に立会うことができる。ただし、施工計画書において市への通知及び市の承諾を経ずに行なうこととされたものについては、この限りではない。

(工事の一時中止)

第27条 市は、建設期間中、工事の全部又は一部を一時中止させる必要があると合理的に認める場合（不可抗力によって本件各施設が毀損し若しくは現場の状態が変動したため事業者が工事を継続できないと認められる場合及び天候等による場合も含むが、これらに限らない。）、その理由を事業者に通知した上で、事業者による給食センター又は配膳室の建設業務の全部又は一部を合理的な範囲で一時中止させることができる。

2 前項による一時中止の場合に生じた追加費用又は損害の負担については、給食センター又は配膳室の引渡しが遅延した場合に準じて、第32条の定めに従う。

第4節 什器備品等の調達・搬入設置業務

(什器備品等の調達・搬入設置)

第28条 事業者は、市が別途定める日までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、別紙8の様式に従って記載した備品リストを給食センター及び各配膳室ごとに作成のうえ市に提出し、その承諾を得るものとする。

2 市は、備品リストを受領してから14日以内に備品リストの内容について確認し、その結果を事業者に書面にて通知する。市が承諾の通知を行った場合、承諾された備品リストの内容にて什器備品等の内容は確定されるものとする。市は、備品リストの内容について、入札説明書等又は事業者提案の内容との間に矛盾若しくは齟齬がある場合には、事業者に対して修正を求めることができる。事業者は、備品リストの内容について市から修正を求められた場合には、速やかに修正する。

3 市は、前項により什器備品等の内容の確定がなされる前であれば、什器備品等の調達・搬入設置にかかる入札価格を逸脱しない限度で、書面により什器備品等の内容の変更を事業者に求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果

を市に通知しなければならない。市は事業者の検討結果を踏まえて、什器備品等の変更の実施又は不実施を事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。

- 4 事業者は、自己の責任と費用負担において前3項の手続により確定した備品リストにしたがって什器備品等を調達し、本件日程表に従って、入札説明書等に記載の搬入場所に搬入設置する。ただし、市が具体的な搬入場所について入札説明書等と異なる場所を指示した場合にはかかる指示に従うものとする。
- 5 前項の搬入設置が完了した場合、事業者は、市に対し直ちにその旨を書面にて通知する。事業者からかかる通知を受けた場合、市は、搬入・設置された什器備品等が備品リストに規定された性能及び仕様を充足していることの確認手続（以下「搬入設置完了確認」という。）を実施する。事業者は、搬入設置完了確認に自ら立ち会い、又は請負人等を立ち合わせ、備品リストに示す什器備品等の取扱いについて、市へ自ら説明し、又は請負人等に説明させる。
- 6 市は、搬入設置完了確認の結果、搬入・設置された什器備品等が備品リストに定められた内容及び水準を客観的に充たすと認めた場合には、什器備品等の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書（以下「搬入設置完了確認通知書」という。）を事業者に交付するものとし、これを満たしていないと判断する場合には、事業者に対して交換、補修若しくは改善を求めることができる。事業者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに、自己の責任と費用負担において対応する。
- 7 第35条第1項に基づく引渡しの完了により、本契約で別段の定めのあるものを除き、備品リスト記載の什器備品等の所有権その他一切の権利は市に移転する。

（什器備品等の瑕疵）

- 第29条 市は、搬入設置完了確認通知書の交付後に備品リストに記載された什器備品等に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による事業者に対する什器備品等の瑕疵の補修又は損害賠償の請求のうち、備品リストに記載した什器備品等に関する請求は、搬入設置完了確認通知書交付の日から1年以内に行わなければならない。
  - 3 事業者は、什器備品等の調達又は設置に関して請負人等を使用する場合、請負人等のうち事業者と直接業務委託又は請負に関する契約を締結する者をして、市に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙15又は別紙16に定める様式の保証書を徴求し、市に差し入れるものとする。

## 第5節 竣工検査及び引渡し業務

（引渡予定日の変更）

- 第30条 給食センター引渡予定日又は配膳室引渡予定日を変更する合理的な必要性が生じた場合は、本契約の各当事者は相手方当事者に対して当該引渡予定日の変更について協議を求めることができる。
- 2 前項において、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が前項の協議の結果を踏ま

えて合理的な引渡予定日を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(引渡予定日の変更による日程変更)

第31条 前条に基づき給食センター引渡予定日又は配膳室引渡予定日に変更された場合、市は、これに伴って本件日程表記載の各日程を合理的に変更することができる。ただし、維持管理・運営期間の終期の変更の要否及び程度については、市と事業者は協議により定める。

2 市と事業者の間において、前項に定める維持管理・運営期間の変更に関する協議が整わない場合、市が前項の協議の結果を踏まえて合理的な期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 前2項によって維持管理・運営期間が短縮され、予定された業務の一部が履行されないこととなった場合、当該業務が行われないことに伴って市又は事業者が被る損害の負担については、次条の定めに従う。

(引渡しの遅延等による費用等の負担)

第32条 事業者は、給食センター又は配膳室の引渡しの遅延に起因する市又は事業者の追加費用及び損害を負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、市が当該事由に起因する合理的な範囲の追加費用及び損害を負担し、不可抗力又は法令変更により引渡しが遅延した場合は、当該事由に起因する追加費用及び損害の負担は別紙14に従う。

2 前項に基づき事業者が追加費用及び損害を負担する場合で、引渡しが遅延した場合には、事業者は、市に対して、引渡予定日から実際に引渡しがなされた日までの期間につき、給食センターの引渡しが遅延した場合には別紙6のサービス対価Aのうち、給食センター施設整備費相当額、配膳室の引渡しが遅延した場合には別紙6のサービス対価Aのうち、引渡しが遅延した配膳室に関する配膳室施設整備費相当額、両方の引渡しが遅延した場合にはその合計額に対し、「久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)」第34条第2項に規定する率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、市は、市に更なる損害があるときは、その超過分につき、さらに事業者に対し賠償請求することができる。

3 市の責めに帰すべき事由、不可抗力など複数の事由が複合して引渡しが遅延した場合には、市は事業者と協議の上、当該事由ごとに追加費用又は損害に与えた影響の度合いを合理的に判断し、原則としてその按分により、本条にしたがって市及び事業者の追加費用及び損害の負担を決定する。

(竣工検査等)

第33条 事業者は、給食センター施設整備業務又は配膳室施設整備業務が完了した場合、工事監理者の立会いのもと、速やかに自己の責任と費用負担において竣工検査及び機器・器具等の試運転等(以下「竣工検査等」という。)を行い、給食センター又は各配膳室が完成していることを確認した上、建築基準法第7条に基づいて当該施設の完了検査(以下「完了検査」という。)を受け、検査済証の交付を受ける。

2 市は前項の竣工検査等に立ち会うことができるものとし、事業者は、前項の竣工検査等の7日前までに、竣工検査等を行う日時、対象となる施設及び機器・器具等の名称、検査及び試運

転等の方法を市に通知しなければならない。

- 3 事業者は、給食センター又は各配膳室についての竣工検査等及び完了検査の結果をそれぞれ検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、完成図書とともに市に報告する。

(竣工確認)

第34条 市は、前条第3項の報告を受けた場合、14日以内に当該施設について竣工確認の検査（以下「竣工確認」という。）をそれぞれ実施する。

- 2 市は、竣工確認において、事業者、請負人等及び工事監理者らの立会いの下で、当該施設が本契約、入札説明書等、事業者提案及び設計図書に適合していることを施工記録簿等により確認する。

- 3 事業者は、竣工確認に立ち会い、機器・器具等の取扱い等、市の求める事項に関して市に説明する。

- 4 前3項のほか、竣工確認の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、市が定める。

- 5 竣工確認の結果、当該施設が本契約、入札説明書等、事業者提案又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、7日以内に当該逸脱箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを修正するよう事業者に対して通知する。

- 6 事業者が前項の規定による通知を受領した場合には、事業者は、市が定めた期間内に当該逸脱箇所の修正をし、市の確認を得なければならない。ただし、事業者が市の通知内容に対して市が合理的と認める意見を述べた場合は、市は当該逸脱箇所の修正の内容を変更し、又は修正を免除する。

- 7 前項に定める逸脱箇所の修正による引渡しの遅延及びこれに伴う費用等の負担については、第32条の規定に従う。

- 8 第6項に基づいて事業者が修正を行った場合は、修正完了の通知を前条第3項の報告とみなして、前7項の規定を適用する。市は修正完了の通知を受領した後、14日以内に確認検査を実施する。

- 9 市は、竣工確認を完了した場合、事業者に対して7日以内に竣工確認が完了した旨の通知（以下「竣工確認通知書」という。）を交付する。竣工確認の完了後7日以内に市から何ら通知がない場合は、竣工確認通知書の交付があったものとみなして、当該施設の引渡し手続きに入ることができる。

(引渡し)

第35条 事業者は、給食センター又は各配膳室について、それぞれ第28条第6項に定める搬入設置完了確認通知書及び前条第9項に定める竣工確認通知書を受領後速やかに、別紙9の様式による引渡書（以下「目的物引渡書」という。）を市に提出し、引渡しを行う。

- 2 事業者は、事業者が給食センターの施設の所有権を本契約に従い速やかに市に移転できるよう、請負人等との間で、事業者がこれらの所有権を原始的に取得する旨の契約を締結するものとする。

(所有権登記)

第36条 事業者は、市が給食センターの所有権の表示登記及び保存登記を行う場合、これに協力するものとする。この場合の登記費用は市の負担とする。

(瑕疵担保)

第37条 市は、第35条1項に基づく引渡後、本件各施設（調理設備を除く）に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに合理的な範囲の損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は修補を要求することができない。

2 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該施設の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、引渡しの日から10年間とする。

3 市は、本件各施設（調理設備を除く）に瑕疵があることを知りながら事業者への通知を速やかに行なわなかったときは、前項の規定にかかわらず、第1項の請求を行うことができない。

4 事業者は、請負人等を使用する場合、当該請負人等をして、市に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙16に定める様式の保証書を各請負人等から徴求し、市に差し入れるものとする。

5 市は、第35条1項に基づく引渡後、給食センター又は配膳室の調理設備に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は修補を要求することができない。事業者は、請負人等を使用する場合、当該請負人等をして、市に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙15に定める様式の保証書を各請負人等から徴求し、市に差し入れるものとする。

6 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該調理設備の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。

7 市は、調理設備に瑕疵があることを知りながら事業者への通知を速やかに行なわなかったときは、前項の規定にかかわらず、第5項の請求を行うことができない。

## 第3章 開業準備業務

### 第1節 開業準備業務

(開業準備業務)

第38条 事業者は、開業準備期間中に、維持管理・運営業務の遂行に必要な研修及び訓練を業務従事者に対し実施し、本契約、入札説明書等、事業者提案、第40条で定める業務仕様書等、第43条で定める年次業務計画書及び本件日程表に従って維持管理・運営業務を遂行すること

が可能な業務体制を整えることを目的として、開業準備業務を行う。

- 2 事業者は、開業準備業務を開始するまでに、開業準備業務計画書を作成した上、市に提出して市の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、開業準備業務が完了した場合、速やかに市に通知し、市の確認を受けなければならない。
- 4 市は、前項の各通知を受領した後速やかに、当該業務体制の確認を行う。
- 5 市による前項の確認の結果、維持管理・運営業務の業務体制が、本契約、入札説明書等、事業者提案、第40条で定める業務仕様書等又は第43条で定める年次業務計画書の内容を満たしていないと判断された場合には、市はその旨を事業者に通知する。かかる通知を受けた場合、事業者は、直ちに業務体制を修正した上で、再度、市の確認を受けなければならない。
- 6 前項の修正により追加費用が生じた場合には、事業者がこれを負担する。

(業務従事者名簿の提出等)

- 第39条 事業者は、開業準備業務の開始に先立って、維持管理・運営業務に従事するもの（以下、あわせて「業務従事職員」という。）の名簿を市に提出する。
- 2 市は、業務従事者名簿に記載された責任者等の中にその業務を行うのに不相当と認められる者がいると認めたときは、その事由を明記して、事業者に対してその交代を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 3 事業者は、業務期間中に業務従事職員に変更又は異動がある場合、責任者等については変更・異動の7日前までに、その他の者については変更・異動後速やかに新たな業務従事職員の氏名及び連絡先を市に届け出る。

(業務仕様書等)

- 第40条 事業者は、維持管理・運営業務開始の2ヶ月前までに長期業務計画書、アレルギー食対応マニュアル及びHACCP対応マニュアル（以下、これらを総称して「業務仕様書等」という。）を、それぞれ市が別途定める様式により作成し、市に提出する。
- 2 市は、前項に従って提出された業務仕様書等が、本契約、入札説明書等及び事業者提案の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、事業者に修正を求めることができる。市から修正を求められた事業者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の業務仕様書等を市に提出しなければならない。
  - 3 業務仕様書等は、市が前項の承諾を行なった後においては、市と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(開業準備業務のモニタリング)

- 第41条 市は、開業準備業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙10に従って、開業準備業務の遂行状況についてモニタリングを行う。
- 2 事業者は、市から開業準備業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
  - 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用

で、開業準備業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。

- 4 事業者は、前3項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させる。
- 5 モニタリングの結果、事業者による開業準備業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、別紙10に従って、開業準備業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
- 6 前項の場合、市は、別紙11に従って、サービス対価を減額し、又はその支払いを留保する。
- 7 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。

## 第4章 維持管理・運營業務

### 第1節 維持管理・運營業務の共通事項

(維持管理・運營業務)

第42条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業者提案、業務仕様書等、第43条で定める年次業務計画書及び本件日程表に従って維持管理・運營業務を遂行する。

- 2 事業者は、維持管理・運營業務を維持管理・運營業務開始予定日から直ちに開始することができないと見込まれる場合には、当該事情が判明し次第、直ちにその旨及びその理由を市に報告するとともに、その後5日以内に、当該遅延に対する対応計画（速やかな業務の開始に向けての対策及び新たな日程の見直しを含む。）を書面にて市に提出しなければならない。事業者は、維持管理・運營業務の開始が本件日程表記載の開始予定日より遅延した場合、市は、市に生じた損害の賠償を事業者に対し請求することができる。ただし、当該遅延が第30条による変更に基づく場合はこの限りでない。

(年次業務計画書)

第43条 事業者は、維持管理・運営期間中は年次業務計画書を、事業年度毎に市が別途定める様式により作成し、当該事業年度の初日（初年度はそれぞれの引渡予定日）の2ヶ月前までに市に提出する。

- 2 市は、前項に従って提出された年次業務計画書が、本契約、入札説明書等、事業者提案、業務仕様書等の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、事業者に修正を求めることができる。市から修正を求められた事業者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の年次業務計画書を市に提出しなければならない。
- 3 年次業務計画書は、市が前項の承諾を行なった後においては、市と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(業務報告書)

第44条 事業者は、維持管理・運営期間中、市と事業者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、業務報告書を作成する。

- 2 事業者は、月報については業務を行った翌月10日までに、四半期業務報告書については当該四半期の最終月の翌月10日までに、年次報告書については当該年度の最終日より2ヶ月以内に、市に提出する。日報については業務を行なった翌日に、市に提出する。
- 3 市は、業務報告書のそれぞれの内容について、事業者の説明を求めることができる。

(業務仕様書等、年次業務計画書に記載のない修繕)

第45条 事業者は、維持管理・運営期間中、給食センターにつき、業務仕様書等又は年次業務計画書に記載のない修繕を要する場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合には、事業者は、市の事前の承諾なく当該修繕を行うことができる。この場合において、事業者は、修繕後速やかに市に対しその内容等必要な事項を報告しなければならない。

- 2 前項の修繕は、事業者の責任と費用負担において実施する。ただし、市の責めに帰すべき事由によって修繕を行った場合には、市は、これに要した一切の費用を負担する。また、不可抗力によって給食センターの修繕を行った場合の追加費用の負担については、別紙14に従う。
- 3 事業者が第1項により給食センターの修繕を行った場合には、事業者は、必要に応じて当該修繕を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を市に対して提出しなければならない。

(維持管理・運営業務のモニタリング)

第46条 市は、維持管理・運営業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙10に従って、維持管理・運営業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

- 2 事業者は、モニタリング計画書を市と事業者が協議により別途定める様式により作成し、維持管理・運営業務開始の2ヶ月前までに市に提出する。
- 3 事業者は、市から維持管理・運営業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 4 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用で、維持管理・運営業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 5 事業者は、前3項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させる。
- 6 モニタリングの結果、事業者による維持管理・運営業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、別紙10に従って、維持管理・運営業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
- 7 前項の場合、市は、別紙11に従って、サービス対価を減額し、又はその支払いを留保する。
- 8 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。

(異物混入・食中毒等)

第47条 事業者は、入札説明書等に規定された事項、法令及び保健所等これを所管する所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運營業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

2 給食配送校等において異物混入、食中毒その他事業者の提供した給食の喫食に起因し又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生した場合、事業者は自己の責任と費用負担により、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について市に報告するものとする。

3 給食配送校等において食中毒等が発生した場合であって、官公庁等によって原因究明等の調査等が行われる場合には、事業者は、自己の責任と費用負担により、当該調査等に最大限協力するものとする。

4 食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、事業者はこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、市の請求によりこれを補償しなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合は、当該損害は市が負担する。市は合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒否しないものとする。

5 食中毒等が原因で第三者に損害が生じた場合における、維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間のサービス対価のうち当該遂行できない業務（以下本項において「遂行不能業務」という。）に対応する金額の支払及び損害賠償（前項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

（1）市の責めに帰すべき事由による場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する合理的な範囲の損害賠償を妨げない。

（2）市又は事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき第4項の市の承諾を得た場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償はないものとする。市は合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒否しないものとする。

（3）前2号に定める以外の場合、別紙11の「1. 給食センター維持管理・運營業務」の定めに従ってサービス対価の減額を行い、かつ市の事業者に対する損害賠償を妨げない。

6 前項の場合で、第49条及び別紙6に定めるサービス対価の請求書を市が事業者から受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承諾が得られないときは、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づきサービス対価のうち遂行不能業務に対応する金額について、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払いの後、食中毒等が前項第3号に定める場合であることが判明したときは、事業者は支払いを受けたサービス対価のうち遂行不能業務に対応する部分の金額及び別紙11の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、市に速やかに返還するものとする。

- 7 維持管理・運營業務の委託を受け、又はこれを請け負う請負人等が、その故意又は過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合、若しくは当該請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合、市は、第11条第7項の手續に従い、食中毒等の発生の原因となった請負人等の変更を、事業者を求めることができる。

## 第5章 履行保証

(本件業務に関する履行保証)

- 第48条 事業者は、本件業務の履行を保証するため、本契約締結の効力発生後直ちに、施設整備業務期間を保証期間として、別紙6記載のサービス対価Aのうち、割賦手数料を控除した金額に当該額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の15以上について、市又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。
- 2 前項において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が、市以外の者を被保険者として締結される場合は、当該保険契約にかかる保険金請求権の上に、本件業務に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権等の債権を被担保債権として、市を第一順位の権利者とする質権又は譲渡担保権を設定し、第三者に対する対抗要件を具備する(かかる質権設定の費用は事業者が負担する。)
- 3 事業者は、第1項の契約締結後、速やかに、かかる契約に基づく保険証券の原本を市に提出するものとする。ただし、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を市以外の者に締結させた場合は、前項に従い質権を設定した後にかかる保険証券の原本を市に提出するものとする。

## 第6章 事業者の収入

(サービス対価)

- 第49条 市は、本件業務すべての本契約に基づく遂行の対価として、別紙6に定める金額のサービス対価を、同別紙に定める方法及び条件に従って、事業者に対し支払う。
- 2 サービス対価の総額及び内訳は、別紙6に示すとおりとする。
- 3 市は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、事業者に対してサービス対価以外の金員を支払うことはない。
- 4 別紙6に定めるサービス対価の各支払予定日までに、本件業務のうち当該支払いに対応する部分が完了していない場合、市は、当該未完了の業務が履行されるまでは当該支払いをすることを要しない。市は、未完了の業務に対応するサービス対価の支払がなされた場合は、当該支払についての市の故意又は過失の有無を問わず、いつでも事業者に対しその全額の返還を求めることができる。
- 5 サービス対価の額は、別紙6に定める方法に従って、決定及び改定されるものとする。

(既払いサービス対価の返還)

第50条 事業者が提出した業務報告書のいずれかに虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が別紙11に従って減額し得たサービス対価を返還しなければならない。この場合において、事業者は、さらに、市がサービス対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス対価相当額について「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第37条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を市に支払わなければならない。なお、これにより市による別途の損害賠償の請求が妨げられるものではない。

## 第7章 契約期間及び契約の終了

### 第1節 契約の終了

(契約期間)

第51条 本契約は、契約締結日から効力が生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、平成37年3月31日をもって終了する。

(本件業務の終了手続)

第52条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、市に対し、設計図書その他施設整備業務に関する書類（ただし、契約終了時点ですでに市に提出しているものを除く。また、引渡しの完了前に終了した場合、事業者が終了時点ですでに作成を完了しているものに限る。）、維持管理又は運営のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は市又は市の指定する第三者への業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 市は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件業務の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）し、又は第三者に使用させる権利を有し、事業者は、市によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 事業者は、第1項に基づき市に提供する資料及び前項に基づく使用が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。

(維持管理・運營業務終了に伴う検査)

第53条 維持管理・運營業務の終了に際し、事業者は、その終了事由の如何にかかわらず、当該維持管理・運營業務の対象となっていた施設の状態について業務終了に先立って市の検査及び確認を受けなければならない。市は、事業者からの求めに応じて、速やかに検査の結果を通知する。

2 市は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を

修補し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を市に支払えば足りるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が市の指示に従ったことによる等、市の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら市に異議を述べなかった場合は除く。）は、修補にかかる事業者の合理的な増加費用は市が負担する。
- 4 第2項にかかわらず、当該損傷又は汚損等が不可抗力による場合は、修補にかかる費用の負担は別紙14に従う。
- 5 市は、終了した業務に対応するサービス対価及びこれに係る消費税相当額の最終回の支払いを、第1項及び第2項に定める検査により修補の必要がない、又は修補が完了していることが確認され、若しくは事業者による修補費用の支払いが確認された後に行うものとする。

#### （放置物等の撤去）

第54条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、本件事業用地上の事業者が所有又は管理する建設、業務機械器具その他の動産又は仮設建築などの不動産（請負人等の所有又は管理するこれらの動産又は不動産を含む。以下本条において同じ。）を撤去しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、市は、事業者に代わって当該動産又は不動産を処分又は撤去し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市の処置に要した一切の費用を負担する。
- 3 前2項にかかわらず、市はその選択により、市と事業者が別途合意した金額で当該動産又は不動産を事業者から買い取ることができる。

## 第2節 契約解除

#### （事業者の債務不履行等による契約の解除）

第55条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）事業者が本件業務に着手すべき期日を過ぎてもこれに着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から市に合理的な説明がない場合
- （2）事業者による本件業務の遂行が、入札説明書等及び事業者提案に規定する条件に合致せず、かつ、市による是正勧告後、定められた期間を経ても改善が見られない場合
- （3）事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から30日が経過しても給食センター又は配膳室の引渡しができない場合又はその見込みがないことが明らかである場合
- （4）事業者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合
- （5）事業者が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始の申立てを行った場合又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合
- （6）構成企業又は協力企業のいずれかが、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の申立てを行った場合又は第三者（構成企業又は協力企業の取締役を含む。）によっ

てその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められるとき

- (7) 事業者が業務報告書に著しい虚偽記載を行い、又は軽微でない虚偽記載を複数回行った場合
- (8) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- (9) その他事業者が市の信用を失墜せしめるなど、社会規範に反する行為を行った場合

(モニタリングによる契約の解除)

第56条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。ただし、本条の定めは、前条に基づく本契約の解除を妨げるものではない。

- (1) 別紙11に定める減額ポイントが、維持管理・運營業務に関し、連続する2四半期の合計で60以上になった場合
- (2) 別紙11に定める減額ポイントが、維持管理・運營業務に関し、1事業年度の合計で80以上になった場合
- (3) 維持管理・運營業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは事業者又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合、若しくは第47条7項の定めにしたがって請負人等の変更が行われ、新たな請負人等について市が承諾した場合においては、この限りでない。

(引渡し前の解除の効力等)

第57条 給食センター又は各配膳室の引渡し完了前に、第55条に基づき本契約の全部又は引渡しの完了していない施設の整備業務に関する部分が解除された場合、引渡しの完了していない施設に関する業務一切のサービス対価についての市の支払債務は遡及的に消滅するとともに、事業者は、引渡し完了していないのが給食センターの場合は、別紙6のサービス対価Aのうち給食センター施設整備費と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の15に相当する金額を、引渡し完了していないのが配膳室の場合は、別紙6のサービス対価Aのうち引渡しが完了していない配膳室にかかる配膳室整備費と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の15に相当する金額を、給食センター及び配膳室の引渡しがともに完了していない場合はこれらの合計額を、市に対し違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。事業者が第48条の規定に基づき①市を被保険者とする履行保証保険が契約されている場合、又は②工事履行保証契約について市が質権者であるときで、市が当該履行保証保険契約若しくは当該工事履行保証契約にかかる質権に基づいて保険金を受領した場合には、これをもって本項の違約金支払請求権又は第3項の損害賠償請求権等、市が事業者に対して有する債権の支払いに充当することができる。

- 2 市は、前項において給食センター又は各配膳室の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、当該検査に合格した部分をすべて取得し、買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金支払債務と前項の違約金支払請求権又は第3項の損害賠償請求権等、市が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、市は相殺後の残債務額を、市の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。
- 3 市が被った損害額が第1項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 第1項の場合において、市が工事の進捗状況を考慮して事業者が建設した給食センター又は各配膳室の出来形を取り壊すことが妥当であると判断して事業者にその旨通知した場合、事業者は、自己の責任と費用負担により市の通知に従って取り壊した上で、速やかにその敷地を市に引き渡さなければならない。
- 5 前項の場合、事業者が正当な理由なく速やかに取り壊し工事を行わないときは、市は事業者に代わり取り壊し工事を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、市の当該決定について異議を申し出ることができない。

(引渡し後の解除の効力等)

- 第58条 給食センター及び配膳室の引渡し後の開業準備期間に第55条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙6のサービス対価B相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。なお、市は、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価の未払分を、上記違約金と相殺することにより決済した上、その残額を市の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。
- 2 給食センター及び配膳室の引渡し後の維持管理・運営期間に第55条又は第56条のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された時点で継続している業務に対応する別紙6のサービス対価のうち当該解除が生じた事業年度のサービス対価C合計額の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。なお、市は、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価の未払分(什器備品保守管理・更新業務及び食器・食缶等保守管理・更新業務については、什器備品及び食器・食缶等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。)を、上記違約金と相殺することにより決済した上、その残額を市の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。
  - 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は前項に基づき事業者に支払うべきサービス対価と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
  - 4 第1項又は第2項の場合、市はすでに本契約に基づいて得た本件各施設その他の所有権、著

作権その他の権利の一切を保持する。

(市の債務不履行)

第59条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においても、市はすでに本契約に基づいて得た本件各施設その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

(1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから2ヶ月経過しても当該遅滞が治癒しない場合。

(2) 市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。

(3) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、事業者から催告を受けてから30日を経過しても当該不履行が治癒しないとき。

2 前項による解除が、給食センター又は配膳室の引渡し完了前である場合、市は、事業者に対し、給食センター及び配膳室又はその出来形部分を確認の上、別紙6記載のサービス対価Aのうち工事の完成割合に応じた額を一括又は解除前の支払いスケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により支払う。給食センターについては当該支払いが完了した時に当該センター又はその出来形の所有権は市に移転するものとする。

3 第1項によって解除がなされた場合で、給食センター及び配膳室のいずれか又は両方の引渡しがすでに完了している場合、市は、事業者に対し、給食センターの引渡しが完了している場合は別紙6のサービス対価Aのうち、給食センター施設整備費相当額を、配膳室の引渡しが完了している場合は別紙6のサービス対価Aのうち、引渡しが完了している配膳室にかかる配膳室整備費相当額を、両方の引渡しが完了している場合はその合計金額の未払い額を一括又は解除前の支払スケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により支払う。

4 第1項によって解除がなされた場合で、開業準備業務及び維持管理・運営業務の一部がすでに適正に遂行されている場合、市は、事業者に対し、当該遂行済み業務に相当する別紙6のサービス対価B及びCの未払い額（什器備品保守管理・更新業務及び食器・食缶等保守管理・更新業務については、什器備品及び食器・食缶等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。）を解除前の支払いスケジュールに従った方法により支払う。

5 市が本契約に基づいて支払うべきサービス対価その他の金銭債務の履行を遅延した場合には、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

6 第1項によって契約が解除された場合には、市は、事業者に対して、本契約解除に起因して事業者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。

(市による任意の解除)

第60条 市は、事業者の帰責事由の有無にかかわらず、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。市はすでに本契約に基づいて得た本件各施設その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

2 前項の場合で給食センター及び配膳室の引渡し完了前に本契約が解除されたときには、市は、給食センター及び配膳室の建物又は出来形部分を確認の上、別紙6のサービス対価Aのうち工事の完成割合に応じた額を一括又は解除前の支払スケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により事業者に対し支払う。当該支払いが完了した時に当該完成済み施設又は出来形の所有権は市に移転するものとする。

3 第1項の場合で給食センター及び配膳室のいずれか又は両方の引渡し完了後に本契約が解除されたときには、市は、給食センターの引渡しが完了している場合は別紙6のサービス対価Aのうち、給食センター施設整備費相当額、配膳室の引渡しが完了している場合は別紙6のサービス対価Aのうち、引渡しが完了している配膳室にかかる配膳室整備費相当額、両方の引渡しが完了している場合はその合計金額のうち未払い額、並びに本契約が解除された日までに事業者が実施した開業準備業務及び維持管理・運營業務に相当するサービス対価B及びC未払い額（什器備品保守管理・更新業務及び食器・食缶等保守管理・更新業務については、什器備品及び食器・食缶等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。）を一括又は解除前の支払スケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により事業者に対し支払う。

4 第1項によって契約が解除された場合には、市は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。

（解除又は解約の場合のサービス対価支払い条件）

第61条 本契約が解除又は解約された場合において、本件各施設又はその出来形の市への引渡しと事業者に対するサービス対価等の支払いが行われるべき場合には、当該サービス対価等の支払いは、事業者による引渡しに要する一切の手續が完了したことを市が確認した後に行われるものとする。

## 第8章 法令変更

（通知、協議及び損害の負担）

第62条 事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部の遂行をすることが不能となった場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び追加費用並びに損害の見通しとその負担につき協議しなければならない。法令変更の公布日から60日以内に、市と事業者との間で合意が成立しない場合には、市が合理的にこれらを決定の上、事業者へ通知し、事業者はこれに従う。

2 事業者は、本契約に基づく本件業務の遂行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該業務の遂行が法令に違反する限りにおいて当該業務の遂行義務を免れるものとし、市は当該業務に対応するサービス対価の支払いを免れる。ただし、両当事

者は、法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう相互に努力しなければならない。

3 第1項の場合の追加費用及び損害の負担については、別紙14に従う。

4 第1項の協議に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減する。

(法令変更による契約の終了)

第63条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第60条又は第61条の定めに従う。ただし、追加費用及び損害の負担については、別紙14に従う。

## 第9章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第64条 不可抗力により本契約に基づく事業者による本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合には、事業者は、本件事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び事業計画書に従った対応を行う。市又は事業者は、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう相互に努力しなければならない。

(通知、協議及び損害の負担)

第65条 事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に従って本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、業務の変更内容及び追加費用並びに損害の見通しとその負担につき協議しなければならない。不可抗力の生じた日から60日以内に、市と事業者との間で合意が成立しない場合には、市が合理的にこれらを決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 市又は事業者は、本契約に基づく自己の義務の全部又は一部が履行不能となった場合には、以降の期日における当該義務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務に対応したサービス対価の支払いを免れる。

3 第1項の場合の追加費用及び損害の負担は、別紙14に従う。

4 第1項の協議結果又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲にかかる費用が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減する。

(不可抗力による契約の終了)

第66条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本契約の継

続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第60条又は第61条の定めに従う。ただし、追加費用及び損害の負担については、別紙14に従う。

## 第10章 その他

(協議)

- 第67条 市又は事業者は、本件業務期間中必要と認める場合には、適宜、本契約又は本件業務に関連する事項につき、相手方当事者に対して協議を求めることができる。

(市による債務の履行)

- 第68条 本契約の締結日後に、本契約の規定に従い市に新たな金銭債務の負担が生じた場合には、市は、必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行する。なお、本条の規定により、予算の定めに従うことを理由として市が当該債務の履行を怠り又は遅滞する場合には、市の債務不履行として、市は当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

(契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限)

- 第69条 事業者は、本件業務期間中、市の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づく市に対する債権の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 事業者は、株式の増資等資金調達計画の変更を行う場合には、その旨をあらかじめ市に通知し、承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、本件業務期間中、市の事前の承諾がある場合を除き、株式、新株予約権付社債、又は事業者の株式の取得に関する何らかの権利(以下、あわせて「事業者証券」という。)の発行若しくは付与、又は出資者による出資者による第三者(他の出資者を含む。)に対する事業者証券の譲渡、担保提供その他の処分に対する承諾を行なってはならない。
- 4 事業者は、前2項に定める市による事前の承諾を求めるに際して、①当該承諾の対象となる処分行為について規定した契約書その他の文書の写し、及び②契約上の地位若しくは債権の譲受人又は新たに事業者証券に関する権利を取得する第三者が署名又は捺印した市が指定する様式による本件業務の円滑な遂行に支障となる行為を行わない旨の確約書を提出しなければならない。ただし、市は、本件業務に関して事業者が資金調達を行う場合においては、融資者の要求に基づく承諾要請については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとし、その具体的内容については当該融資者と市との直接契約にて定める。

(事業者の兼業禁止)

- 第70条 事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、本件業務以外の事業を行なってはなら

ない。

(財務書類の提出)

第71条 事業者は、本件業務期間中、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。）を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けたうえで、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類を公開することができるものとする。

(秘密保持)

第72条 市及び事業者は、互いに本件業務に関して知り得た相手方当事者の秘密（以下本条において「秘密事項」という。）を、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、自己の役員、従業員、代理人、コンサルタント、請負人等、出資者、又は本件業務に関し事業者に融資する金融機関若しくはその代理人（以下、あわせて「開示対象者」という。）以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、①秘密事項がすでに公知であった場合又は当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった場合、②司法機関、行政機関、その他これに準ずる公的機関・団体により法令に基づき秘密事項の開示を要求又は命令された場合、及び③秘密事項を正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得した場合は、この限りではない。

2 事業者は、開示対象者に対し秘密事項を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課し、当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合、連帯して責任を負う。

3 事業者は、この契約による業務を行うための個人情報取扱は、個人情報保護法、久留米市個人情報保護条例及び別紙17「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(知的所有権)

第73条 事業者は、本契約に定める債務の履行において、特許権等の知的所有権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、当該技術、資料等を使用すること又は第三者をして使用させることを市が指定し、かつ事業者が当該知的所有権に関する権利処理の不備等につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

2 本契約終了後も、事業者は、市に対し、無償で設計図書等（第75条で定義する。）の使用を認める。なお、本契約終了後においても、事業者は、著作権人格権を市に対して行使しない。

(著作権等の侵害の防止)

第74条 事業者は、本件業務に関して作成又は調達設置する成果物及び関係書類（設計図書及び本件各施設を含む。以下同じ。）が第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを市に対して保証する。ただし、かかる権利侵害が市の指示に従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。ただし、かかる権利侵害が市の指示に従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。
- 3 第三者の有する著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用（弁護士費用を含む。）の全額を補償する。ただし、かかる権利侵害が市の指示に従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

（設計図書等の著作権）

- 第75条 市は、設計図書及び完成図書その他本件業務に関して本契約に基づき事業者により作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）について、市の裁量により無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変、及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
    - （1）設計図書等にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
    - （2）設計図書等又は本件業務の具体的な内容等を公表すること（ただし、すでに公表された事項についてはこの限りではない）。
    - （3）設計図書等の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。
    - （4）本件各施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること、その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。

（資料等の取扱い）

- 第76条 市は、事業者に対し、事業者による本件業務の遂行に必要な市の有する資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。
- 2 事業者は、市から提供された本件業務に関する資料等を本件業務の遂行又は本契約に基づく債務の履行以外の用途に使用してはならない。
  - 3 事業者は、市から提供された資料等を、本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で必要な範囲において、複製又は改変できる。
  - 4 市から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で不要となった場合又は市から求められた場合には、事業者は、遅滞なくこれらを市に返還又は市の指示に従った処置を行う。

（出資者による保証）

- 第77条 事業者は、本契約締結時において判明している出資者による別紙12の様式による保証書を取得した上、本契約の効力発生後1か月以内にこれを市に提出しなければならない。
- 2 事業者は、本契約締結後の新たな出資者からも、別紙12の様式による保証書を取得した上、

出資の完了前にこれを市に提出しなければならない。

(事業者の解散)

第78条 事業者は、本契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、本件業務期間の終了後も解散することはできない。ただし、市が事前に承諾した場合においては、この限りではない。

(付保すべき保険)

第79条 事業者は、本件業務の開始までに、別紙13に定める内容の保険を自ら付保し、又は請負人等の第三者をして付保せしめ、当該保険に係る保険証券の写しを市に提出する。事業者は、当該保険を同別紙に定める付保する期間中失効させてはならず、事業者の責任において必要に応じて更新し、更新の都度、保険証券の写しを市に提出する。なお、事業者が保険に質権等の私権の設定を行う場合には、事前に市に対してその旨を通知し、承諾を得なければならない。市は、融資者の要求に基づく事業者の保険に対する担保設定については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとし、その具体的内容については当該融資者と市との直接契約にて定める。

(融資者との協議)

第80条 市は、必要に応じて、本件業務に関して、融資者との間において、市による本契約に基づく事業者への損害賠償又は本契約解除の際の、市から融資者への事前通知、協議等に関する事項につき、融資者からの求めに応じて協議し、定めることができる。

(請求、通知等の様式その他)

第81条 本契約に定める請求、通知等は、書面をもって行われなければならない。

2 本契約の履行に関して、市及び事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に規定するところによる。

(準拠法)

第82条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第83条 本契約に関する紛争は、第一審について福岡地方裁判所久留米支部を専属管轄裁判所とし、市及び事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第84条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び事業者が信義誠実の原則に従い協議の上、これを定める。

## 別 紙

別紙 1	用語の定義
別紙 2	本件業務の概要
別紙 3	本件日程表
別紙 4	基本設計の完了に伴って提出すべき図書
別紙 5	実施設計の完了に伴って提出すべき図書
別紙 6	サービス対価の算定、支払い方法、改定
別紙 7	竣工確認に伴う提出図書
別紙 8	備品リスト
別紙 9	目的物引渡書様式
別紙 10	開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング
別紙 11	サービス対価の減額
別紙 12	出資者保証書様式
別紙 13	付保すべき保険
別紙 14	不可抗力・法令変更による追加費用又は損害の負担
別紙 15	請負人等保証書様式（第 29 条関係、第 37 条第 5 項関係）
別紙 16	請負人等保証書様式（第 29 条関係、第 37 条第 1 項関係）
別紙 17	個人情報取扱特記事項

## 別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

1. 「維持管理・運営期間」とは、本契約に基づき事業者が給食センター維持管理・運営業務を行なう期間であり、開業準備期間終了後から、平成37年3月31日又は期間途中での本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された期間の終了までの期間をいう。
2. 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称して、又は個別にいう。
3. 「維持管理・運営業務報告書」とは、維持管理・運営業務の結果を記録するために作成される報告書を総称して、又は個別にいい、日報、月報、四半期業務報告書及び年次業務報告書を含む。
4. 「開業準備期間」とは、給食センターの引渡し完了から、維持管理・運営業務の開始日の前日までの期間をいう。
5. 「完成図書」とは、本件工事完了時に事業者が作成する、別紙7に定める図書をいう。
6. 「給食センター」とは、久留米市野中町1339番1、1337番1、1385番4、621番10、1337番7、1382番4、1385番7、1430番6、1402番9、1339番7 所在の久留米市中央学校給食センター（仮称）の事業用地及び本件施設をいう。
7. 「給食センター関係者」とは、市が給食を提供するにあたり関連する業務を市から直接請負うもので、事業者以外のものをいう。
8. 「給食配送校」とは、維持管理・運営業務に関連して、事業者が給食を提供する学校を総称して、又は個別にいう。
9. 「給食センター引渡し予定日」とは、事業者が、市に対して完成した給食センターの引渡しを完了するべき日であり、具体的には平成22年6月末日又は本契約に基づいて変更された場合は当該変更された日をいう。
10. 「教職員」とは、給食配送校の教員その他職員をいう。
11. 「業務従事者名簿」とは、維持管理業務及び運営業務に従事するものの名簿、並びに維持管理・運営業務責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー食対応責任者、食品衛生責任者、栄養士及び配送責任者の履歴書及び資格を証する書類を総称して、又は個別にいう。
12. 「業務費用」とは、事業者が本件業務を遂行するについて合理的に必要となる費用をいう。
13. 「協力企業」とは、請負人等のうち、事業者から直接本件業務の全部又は一部の委託を受け、又は請け負うものをいう。
14. 「近隣住民」とは、給食センター又は給食配送校の近隣に住む市民及び近隣に通勤・通学する者のうち、本事業によって、その生活環境が影響を受けると合理的に認められる者をいう。
15. 「建設期間」とは、事業者が施設整備業務に着手した時から、給食センター又は配膳

室の引渡しの完了までの期間をいう。

16. 「建設等業務計画書」とは、事業者が作成する、建設業務、調理設備調達・搬入設置業務、配送車両調達業務、什器備品調達業務、食器・食缶等調達業務、外構整備・植栽整備業務、配膳室整備業務、工事監理業務、竣工検査及び引渡し業務に関する計画書をいう。
17. 「工事記録」とは、施設整備業務に関して事業者の作成する、試験記録、写真などの書類をいう。
18. 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。
19. 「構成企業」とは、請負人等のうち、事業者から直接本件業務の全部又は一部の委託を受け、又は請け負うものであり、かつ事業者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けることにより、事業者に対する資本出資を行なうもの。
20. 「サービス対価」とは、事業者の本件業務の遂行の対価として、市が事業者に対して行う支払いのことをいう。
21. 「市」とは、久留米市をいう。
22. 「事業者」とは、●●株式会社をいう。
23. 「事業者提案」とは、事業者の構成企業等が入札説明書等の規定に従って市に対して提出した、本件業務の遂行に関する提案をいう。
24. 「事業年度」とは、本件業務期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
25. 「施設整備業務期間」とは、本契約に基づき事業者が施設整備業務を行う期間であり、具体的には本契約の効力発生から、給食センターの引渡し及び配膳室の引渡しのうち遅い方の完了までの期間をいう。
26. 「什器備品等」とは、調理備品（ボール、温度計、計量カップ、秤、まな板等、調理業務に必要な備品）と事務備品（市職員用机・椅子、会議室机、椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建築に固定しない備品）及び食器・食缶等（食器・食缶等生徒が使用する備品）を総称したものをいう。
27. 「出資者」とは、事業者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けることにより、事業者に対する資本出資を行なうものをいう。
28. 「生徒」とは、給食配送校の生徒をいう。
29. 「施工記録簿等」とは、給食センター及び配膳室の建設工事に関する日々の進捗状況及び施工状況などを記録した書面をいう。
30. 「施工体制台帳」とは、建設業法第24条の7第1項に基づき作成されることを要する書面をいう。
31. 「設計図書」とは、給食センター及び配膳室の設計図書の総称である。
32. 「総合施工計画書」とは、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書をいう。
33. 「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建築に固定して調理業務に使用する機械設備、及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。
34. 「入札説明書等」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表又は配布した入札

説明書、要求水準書及びこれらに付随する公表資料及び配布資料、並びに市の質問回答書その他の関係公表資料及び配布資料の総称である。

35. 「配膳室」とは、整備が必要な配送先中学校の配膳室及びその付帯施設、配膳室に設置する調理設備及び什器備品を総称して、又は個別にいう。
36. 「配膳室引渡予定日」とは、事業者が、市に対して完成した各配膳室の引渡しを完了すべき日であり、具体的には平成22年6月末日を最終引渡し日とし、提案により個別に決定する。なお、本契約に基づいて変更された場合は当該変更された日をいう。
37. 「引渡し」とは、事業者から市に対して、建設された給食センター施設又は配膳室及び調達・搬入設置された什器・備品等の占有を市に引渡し、又は担保権その他の制限物権等の負担のない完全な所有権を市に移転し、若しくはその両者を行なうことをいう。
38. 「不可抗力」とは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由であり、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷その他自然的な現象、並びに騒乱、暴動及びテロ等第三者の行為のうち通常の見込み可能な範囲外のもの又は通常の見込み可能な範囲内であっても回避可能性がないもの（予見又は回避に関し入札説明書等又は事業者提案で要求水準が定められている場合には、当該水準によっても予見又は回避し得ないものに限る。）などをいう。ただし、「法令変更」は含まれない。
39. 「法令」とは、本件事業に関連して適用のある法律、命令（政令・省令）、条例、規則、及びこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令、仲裁裁判、その他公的機関の定めるすべての規定、判断及び措置をいう。
40. 「法令変更」とは、法令の新設、改正及び廃止をいう。
41. 「本件業務」とは、事業者が本件事業に関して本契約に基づき遂行する業務のすべてを指している。
42. 「本件業務期間」とは、本契約に基づき事業者が本件業務を行なう期間であり、具体的には本契約の効力発生から平成37年3月31日又は期間途中で本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された期間の終了までの期間をいう。
43. 「本件事業」とは、久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業をいう。
44. 「本件事業用地」とは、久留米市久留米市野中町1339番1、1337番1、1385番4、621番10、1337番7、1382番4、1385番7、1430番6、1402番9、1339番7 所在の久留米市中央学校給食センター（仮称）の事業用地及び給食配送校における改修を要する配膳室スペースを総称して、又は個別にいう。
45. 「本件日程表」とは、別紙3に記載された日程表をいう。
46. 「本件施設」とは、給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設をいう。
47. 「本件各施設」とは、本件施設及び配膳室を総称又は個別にいう。
48. 「融資者」とは、本件業務に関連して、事業者に対し融資を行なうものをいう。
49. 「要求水準書」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表した久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業要求水準書及びこれらに付随する公表資料を総称して、又は個別にいう。

## 別紙2 本件業務の概要

本件業務の内容は、以下のとおりとする。

### 1.施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む）
- ウ 設計業務
- エ 建設業務
- オ 調理設備調達・搬入設置業務
- カ 配送車両調達業務
- キ 什器備品調達業務
- ク 食器・食缶等調達業務
- ケ 外構整備・植栽整備業務
- コ 配膳室整備業務
- サ 工事監理業務
- シ 竣工検査及び引渡し業務

### 2.開業準備業務

### 3.維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- イ 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- ウ 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む）
- エ 植栽・外構維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 配送車両維持管理業務
- ク 配送車両更新業務
- ケ 什器備品保守管理・更新業務
- コ 食器・食缶等保守管理・更新業務

### 4.運営業務

- ア 検収補助業務
- イ 調理業務
- ウ 給食運搬・回収業務（米飯・パンの残滓については、市が別途発注した業者による回収ではなく、選定事業者による回収とする。）

- エ 洗浄業務
- オ 残滓処理業務（米飯・パンの残滓についても残滓処理対象とする。）
- カ 衛生管理業務

別紙3 日程表

本件業務の日程は、以下のとおりとする。

事業内容	日程
事業契約締結	平成21年3月●日
施設整備期間	給食センター：本契約締結の翌日～平成22年6月●日 配膳室：本契約締結の翌日～平成22年6月●日
引渡予定日	給食センター：平成22年6月●日 配膳室：平成22年6月●日
開業準備期間	平成22年7月1日～平成22年8月31日
維持管理期間	平成22年9月1日～平成37年3月31日
運営期間	平成22年9月1日～平成37年3月31日

#### 別紙4 基本設計の完了に伴って提出すべき図書

基本設計の完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途市が指示する。

1. 設計図（A3縮小版を含む）
2. 基本設計説明書
3. 構造計算資料
4. 施工計画図
5. 施工計画説明書
6. 備品リスト及びカタログ
7. 調理設備及び調理備品のリスト及びカタログ
8. 車両リスト及びカタログ
9. 要求水準との整合性の確認結果報告書
10. その他必要書類

## 別紙5 実施設計の完了に伴って提出すべき図書

実施設計の完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途市が指示する。

1. 設計図（A3縮小版を含む）
2. 実施設計説明書
3. 構造計算書
4. 工事費内訳書
5. 数量調書
6. 建築設備等計算書
7. 施工計画図
8. 施工計画説明書
9. 備品リスト及びカタログ
10. 調理設備及び調理備品のリスト及びカタログ
11. 車両リスト及びカタログ
12. 要求水準との整合性の確認結果報告書
13. その他必要書類

別紙6 サービス対価の算定、支払い方法、改定

ア. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。

表 サービス対価の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
サービス対価A	給食センター施設整備費	事前調査業務 各種許認可申請等業務及び関連業務 設計業務 建設業務 調理設備調達・搬入設置業務 配送車両調達業務 什器備品調達業務 食器・食缶等調達業務 外構整備・植栽整備業務 工事監理業務 竣工検査及び引渡し業務 建中金利、融資組成手数料等施設整備に関する初期費用と認められる費用等
	配膳室施設整備費	配膳室整備業務
	割賦手数料	割賦支払に必要な割賦金利
サービス対価B	開業準備業務費	開業準備業務
	その他費用	特別目的会社の運営費、法人税・法人住民税・法人事業税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益
サービス対価C	維持管理業務費	建築物保守管理業務 建築設備保守管理業務 調理設備保守管理業務 植栽・外構維持管理業務 清掃業務 警備業務 配送車両維持管理業務 配送車両更新業務 什器備品保守管理・更新業務 食器・食缶等保守管理・更新業務
	運営業務費	検収補助業務 調理業務 給食運搬・回収業務 洗浄業務 残滓処理業務 衛生管理業務
	その他費用	特別目的会社の運営費、法人税・法人住民税・法人事業税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益

イ. 支払いの算定方法

ア) サービス対価A

市は、施設整備業務にかかる対価として、サービス対価Aを、給食センターの引渡し時に一括で支払う「サービス対価A1」と、給食センターの引渡しから本件業務期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価A2」に分けて支払う。

「サービス対価A1」は、下表に示すA1算定対象業務に関する費用を基準とし、以下の計算式により算定される額とする。

費目		A1 算定対象
事前調査業務		
各種許認可申請等業務及び関連業務		
設計業務	給食センター設計業務	●
	配膳室設計業務	
給食センター建物		●
外構整備、植栽整備業務		●
配膳室整備業務		
工事監理業務	給食センター工事監理業務	●
	配膳室工事監理業務	
調理設備調達・搬入設置業務		●
配送車両調達業務		
什器備品調達業務		
食器・食缶等調達業務		
竣工検査及び引渡し業務		
その他	建中金利	
	融資組成手数料	
	マネジメント費用	
	SPC の設立費用	
	施設整備に関する初期費用と認められる費用	
割賦手数料		

$$\text{サービス対価A1} = \text{交付金} + (\text{A1算定対象合計額} - \text{交付金}) \times 0.95$$

交付金：157,503 千円

サービス対価A1は、給食センターの引渡し後、請求を受けた日から40日以内に支払う。サービス対価A1の変更が生じ、事業者追加費用（金融費用を含む。）が発生した場合は、市は合理的な範囲でその追加費用を負担する。

サービス対価A2は、サービス対価Aから上記サービス対価A1を除いた額とし、給食センターの引渡しから本件業務期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。支払回数は平成22年度は年3回、平成23年度以降は年4回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、給食センターの引渡し日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてテレレート17143ページに表

示されている6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。なお、本件業務期間中の基準金利の改定は行わない。

イ) サービス対価B

市は、開業準備業務にかかる対価として、サービス対価B(●●円)を開業準備業務完了後、請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

ロ) サービス対価C

市は、維持管理・運營業務にかかる対価として、サービス対価Cを、平成22年度の支払回数は年2回、平成23年度以降の支払回数は年4回支払う。

サービス対価Cは、固定料金部分と変動料金部分からなる。

(7) 固定料金部分

市は、サービス対価Cの固定料金部分を、以下に基づく方式で算出した額を支払う。

支払回数	算定方法
第1回目	平成22年度から平成26年度に支払うサービス対価Cの合計額の55分の4に相当する額
第2回目から第18回目	平成22年度から平成26年度に支払うサービス対価Cの合計額の55分の3に相当する額
第19回目から第38回目	平成27年度から平成31年度に支払うサービス対価Cの合計額の60分の3に相当する額
第39回目から第58回目	平成32年度から平成36年度に支払うサービス対価Cの合計額の60分の3に相当する額

(イ) 変動料金部分

市は、サービス対価Cの変動料金部分を、(ウ)変動料金換算基準に基づく方式で算出した額を支払う。

(ウ) 変動料金換算基準

a 変動料金の考え方

サービス対価Cの変動料金部分は、各回支払対象期間(4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月(第1回については、9月から12月))における変動料金の算定基礎となる、通常食食数の合計に事業者が提案する1食当たりの通常食変動料金の単価(消費税及び地方消費税を除く)を乗じた額と、アレルギー食食数の合計に事業者が提案する1食当たりのアレルギー食変動料金

の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額を加算した額とする。なお、事業者が提案する1食当たりの通常食変動料金、アレルギー食変動料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

b) 提供給食数等

a) 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用、見学者の試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は、サービス対価Cの固定料金部分に含まれるものとする。

b) 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食センターの維持管理・運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が6,000人以上8,000人以下とならない場合は、固定費と変動費の割合の見直し若しくはサービス対価Cの見直しについて協議を行なう。

c) 提供給食数の決定方法

生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の10日（ただし4月提供分については、4月2日）までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前）の正午までに、市から事業者に出す当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

d) 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス200食以内を基本とする。変更給食数がプラス200食を超える場合、事業者は200食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の2稼働日前よりも相当程度前までに、市から事業者に出す当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、市と事業者で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、6,000食/日未満の通知もありえる。

c) 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は、下表の通り。

表 変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス200食	実施給食数	同左

以内		
プラス200食を 超える場合	予定給食数+200食+事 業者が応諾した食数	同左
マイナス200食を 超える場合	実施給食数	予定給食数- 200食

#### ウ. 支払い手続き

サービス対価A1及びサービス対価B以外のサービス対価にかかる事業者の請求書発行及び市の支払の各期限は下表のとおりとする。なお、サービス対価Cについては、事業者は市から定期（四半期）のモニタリングの結果及びサービス対価減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

表 支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第1四半期	4月1日から6月30日	7月31日	請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日から9月30日	10月31日	
第3四半期	10月1日から12月31日	1月31日	
第4四半期	1月1日から3月31日	4月30日	

※第1回目の支払については、支払対象期間を9月1日から12月31日までとし、請求書発行期限を1月31日とする。

#### エ. サービス対価の改定及び変更

##### ア) サービス対価A

- 市又は事業者は、施設整備期間内で契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価Aが不適當となったと認めるときは、相手方に対して金額の変更を請求することができる。
- 市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行業務代金（サービス対価Aから当該請求時の出来形部分に相応する履行業務金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後未履行業務代金（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前未履行業務代金に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前未履行業務代金の1000分の15を超える額につき、サービス対価Aの変更に応じなければならない。
- 変動前未履行業務代金と変動後未履行業務代金は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者で協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。
- 第一項の規定による請求は、本条の規定によりサービス対価Aの変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第一項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づくサービス対価A変更の基準とした日より12ヶ月」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定によるほか、サービス対価Aの変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス対価Aの変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、サービス対価Aの変更額については、市と事業者で協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から30日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

イ) サービス対価C

本件業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価Cを改定する。

本契約に定めたサービス対価を基準額とし、9月1日時点で公表されている最新の「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局)に基づき翌年度のサービス対価を確定する。改定したサービス対価は翌年度4月1日以降の支払に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times (CSP I_{t-1} / CSP I_{x-1})$

$AP_t$  = t年度の各サービス対価

$AP_x$  =前回改定年度の各サービス対価

$CSP I_t$  = t年度の「企業向けサービス価格指数」

$CSP I_x$  =前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」

なお、第1回の見直しは、本事業の入札日が属する年度(平成20年度)の9月1日の指標に基づき行う。

区分	業務	指標
サービス対価C	維持管理業務	企業向けサービス価格指数：建物サービス
サービス対価C	運營業務	企業向けサービス価格指数：労働者派遣サービス

※給食運搬・回収業務にかかる燃料費等、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものとする。

※残滓処理業務にかかる処理費用が、市の一般廃棄物処理料金の改定等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものとする。

オ. サービス対価の支払額及びスケジュール

サービス対価の支払額は以下の通りとする。(提案により記入する。)

ア) サービス対価A

請求可能時期	割賦元本	消費税及び 地方消費税 相当額	割賦利息	税抜計	税込計
平成 22 年 7 月	(A1)		—		
平成 22 年 10 月	(以降は A 2)				
平成 23 年 1 月					
平成 23 年 4 月					
平成 23 年 7 月					
平成 23 年 10 月					
平成 24 年 1 月					
平成 24 年 4 月					
平成 24 年 7 月					
平成 24 年 10 月					
平成 25 年 1 月					
平成 25 年 4 月					
平成 25 年 7 月					
平成 25 年 10 月					
平成 26 年 1 月					
平成 26 年 4 月					
平成 26 年 7 月					
平成 26 年 10 月					
平成 27 年 1 月					
平成 27 年 4 月					
平成 27 年 7 月					
平成 27 年 10 月					
平成 28 年 1 月					
平成 28 年 4 月					
平成 28 年 7 月					
平成 28 年 10 月					
平成 29 年 1 月					
平成 29 年 4 月					
平成 29 年 7 月					

平成 29 年 10 月					
平成 30 年 1 月					
平成 30 年 4 月					
平成 30 年 7 月					
平成 30 年 10 月					
平成 31 年 1 月					
平成 31 年 4 月					
平成 31 年 7 月					
平成 31 年 10 月					
平成 32 年 1 月					
平成 32 年 4 月					
平成 32 年 7 月					
平成 32 年 10 月					
平成 33 年 1 月					
平成 33 年 4 月					
平成 33 年 7 月					
平成 33 年 10 月					
平成 34 年 1 月					
平成 34 年 4 月					
平成 34 年 7 月					
平成 34 年 10 月					
平成 35 年 1 月					
平成 35 年 4 月					
平成 35 年 7 月					
平成 35 年 10 月					
平成 36 年 1 月					
平成 36 年 4 月					
平成 36 年 7 月					
平成 36 年 10 月					
平成 37 年 1 月					
平成 37 年 4 月					
計					

イ) サービス対価 B

請求可能時期	サービス対価 B	消費税及び地方消費 税相当額	税込計
平成 22 年 9 月			

ウ) サービス対価 C

請求可能時期	固定部分	変動部分	消費税及び 地方消費税 相当額	税抜計	税込計
平成 23 年 1 月					
平成 23 年 4 月					
平成 23 年 7 月					
平成 23 年 10 月					
平成 24 年 1 月					
平成 24 年 4 月					
平成 24 年 7 月					
平成 24 年 10 月					
平成 25 年 1 月					
平成 25 年 4 月					
平成 25 年 7 月					
平成 25 年 10 月					
平成 26 年 1 月					
平成 26 年 4 月					
平成 26 年 7 月					
平成 26 年 10 月					
平成 27 年 1 月					
平成 27 年 4 月					
平成 27 年 7 月					
平成 27 年 10 月					
平成 28 年 1 月					
平成 28 年 4 月					
平成 28 年 7 月					
平成 28 年 10 月					
平成 29 年 1 月					
平成 29 年 4 月					
平成 29 年 7 月					
平成 29 年 10 月					
平成 30 年 1 月					
平成 30 年 4 月					
平成 30 年 7 月					
平成 30 年 10 月					
平成 31 年 1 月					
平成 31 年 4 月					

平成 31 年 7 月					
平成 31 年 10 月					
平成 32 年 1 月					
平成 32 年 4 月					
平成 32 年 7 月					
平成 32 年 10 月					
平成 33 年 1 月					
平成 33 年 4 月					
平成 33 年 7 月					
平成 33 年 10 月					
平成 34 年 1 月					
平成 34 年 4 月					
平成 34 年 7 月					
平成 34 年 10 月					
平成 35 年 1 月					
平成 35 年 4 月					
平成 35 年 7 月					
平成 35 年 10 月					
平成 36 年 1 月					
平成 36 年 4 月					
平成 36 年 7 月					
平成 36 年 10 月					
平成 37 年 1 月					
平成 37 年 4 月					
計					

変動費部分については、通常食食数の合計に事業者が提案する 1 食当たりの通常食変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額と、アレルギー食食数の合計に事業者が提案する 1 食当たりのアレルギー食変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額を加算した額とする。

なお、事業者が提案する 1 食当たりの通常食変動料金は〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）、アレルギー食変動料金の単価は〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

## 別紙7 竣工確認に伴う提出図書

竣工確認時の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途市が指示する。

1. 工事完了届
2. 工事記録写真
3. 竣工図  
：建築、電気、機械、備品配置各々につき、原図、製本図（原寸及び縮小版）
4. 備品リスト
5. 備品カタログ
6. 設備・備品取扱説明書
7. 竣工写真
8. 竣工調書
9. 工事費内訳書
10. 品質管理・安全管理報告書
11. 空気環境測定結果報告書
12. 竣工図書電子データ（CAD）
13. 実施設計との整合性の確認結果



目的物引渡書

平成 年 月 日

(あて先) 久留米市長

事業者 住 所  
氏 名  
代表者

事業者は、以下の施設等を、久留米市 中央学校給食センター（仮称）整備事業における事業契約書第35条の規定に基づき、引き渡します

事業名	
事業場所	
施設名称	
什器・備品等	「備品リスト」の通り
引渡年月日	
立 会 人	久留米市
	事業者

【 事業者名 】 様

上記引渡年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

久留米市長

## 別紙 10 開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリング

### 1. モニタリングの種類

市の行うモニタリングの種類は、下表の通り、その頻度に応じて3種類とする。なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に事業者を実施日時を通知する。

表 モニタリングの種類

種類	内容・方法
定期（月次）	月1回、事業者から提出された業務報告書（月報等）の記載内容が正確かつ適切であることを確認するほか、必要に応じて業務現場への立入検査や事業者の説明・報告等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。
定期（四半期）	四半期ごとに、事業者から提出された業務報告書（四半期総括書等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。
不定期	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務報告書（日報等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認する。

市は、定期（月次）のモニタリングについては月報を受領してから14日以内、定期（四半期）のモニタリングについては四半期業務報告書を受領してから14日以内に行い、かつ結果を事業者へ書面で通知する。不定期のモニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は事業者へ結果を書面で通知する。

### 2. モニタリングの結果の分類

#### (1) 開業準備業務の不履行

開業準備業務についてのモニタリングの結果、事業者の本契約の不履行があると認められた場合、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故など）によって、やむを得ず不履行となった

場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行なう。）

## (2) 維持管理・運營業務の不履行

維持管理・運營業務についてのモニタリングの結果、事業者の本契約の不履行があると認められた場合、市は当該不履行を、下表の通り学校給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが要求水準等の未達成の状態である「要求水準等未達成の場合」の2つに分類した上、各々をに詳細なレベル設定を行う。

表 給食センター維持管理・運營業務の不履行の分類

要求水準等未達成のうち提供不全の場合	レベル5	給食を提供できなかった場合	生徒が喫食できなかった場合
	レベル4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から20分以内に配送され、生徒が喫食できた場合
	レベル3	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を生徒が喫食できなかった場合
要求水準等未達成の場合	レベル2	是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合
	レベル1	是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合

市は、「提供不全の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから3日以内に当該不履行がレベル3、レベル4又はレベル5かを判断し、「要求水準等未達成の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから7日以内に当該不履行がレベル1かレベル2かを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故など）によって、やむを得ず不履行となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行なう。）

## 3. 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行の改善方法及び改

善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

## 別紙 1 1 サービス対価の減額

市は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

### 1. 給食センター開業準備業務

市は、開業準備業務段階において、事業者が実施すべき業務を履行していないと判断した場合、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する。

### 2. 給食センター維持管理・運營業務

#### (1) 減額ポイント

提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル5 (未提供の場合)	レベル4 (遅配の場合)	レベル3 (一部未提供の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1	0.5
1%以上 5%未満	4	2	
5%以上 10%未満	6	3	1
10%以上 30%未満	8	4	
30%以上	10	5	2

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数) / (各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数)

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、アレルギー対応食対応の誤りによる軽症者の発生や、異物混入による生徒等の負傷の場合における減額ポイントは30ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

要求水準等未達成の場合

レベル	基本減額ポイント
レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2
レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1

2回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

## (2) 減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未定供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみを計上する。

減額金額 = (当該四半期のサービス対価C) × 減額率 + (レベル5に該当する未供給食数(通常食) × 一食当たりの通常食変動料金の単価) + (レベル5に該当する未供給食数(アレルギー食) × 一食当たりのアレルギー食変動料金の単価)

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～3%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～23%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～38%

40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分のサービス対価の支払停止※※）
----------	---------	------------------------------

※ 上表のサービス対価の減額率が0%であっても、「未供給食数(通常食)×1食当たりの通常食変動料金の単価」「未供給食数(アレルギー食)×1食当たりのアレルギー食変動料金の単価」の減額は行なうものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

### (3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半期連続して合計減額ポイントが21以上となった場合、市は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。この場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

## 別紙 1 2 出資者保証書様式

平成 年 月 日

(あて先) 久留米市長

### 出資者保証書

久留米市（以下「市」という。）と [ ]（以下「事業者」という。）との間において、本日付けで締結された本事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である●、●及び●（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとする。

#### 記

1. 事業者が、平成●年●月●日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●が、●株を●が、及び●株を●が、それぞれ保有していること。
3. 当社らは、市の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 事業者が本件業務を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに市に対して提出すること。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

(保証人) 住所

氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

## 別紙 13 付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

### a. 引渡し前に付す保険

ア 建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本件の事業契約の対象となっている全ての工事
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始予定日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 本施設の建設工事費（消費税を含む。）とする。
- (ホ) 補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

イ 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本件の事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始予定日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (ホ) 免責金額 : 1事故あたり5万円以下とする。
- (ケ) 付記事項 : 1) 事業者又は請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。  
2) 事業者又は請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。  
3) 事業者又は請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

### b. 引渡し後に付す保険

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- (イ) 被保険者 : 事業者、請負人等、並びに市を含む
- (ロ) 保険の対象 : 本施設の使用、維持管理及び運営の欠陥に起因して派生した第三

者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

- (e) 保険の期間 : 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。
- (f) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (h) 免責金額 : 1事故あたり5万円以下とする。

c. その他の保険

前記各保険以外に、事業者提案において事業者により付保することとされた保険については、原則として事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

## 別紙14 不可抗力・法令変更による追加費用又は損害の負担

### 1 不可抗力による追加費用又は損害の負担

#### (1) 引渡し前

施設整備業務に関する追加費用、若しくは引渡しが未了の施設に関する損害の金額が、別紙6記載のサービス対価Aのうち当該追加費用又は損害に関するものの合計額の100分の1に相当する金額までは事業者が負担し、100分の1に相当する金額を超える部分については市が負担する。

#### (2) 引渡し後

維持管理・運營業務に関する追加費用、若しくは引渡しが完了している施設に関する損害の金額が、別紙6記載のサービス対価B又はCのうち当該追加費用又は損害に関するもの(当該費用又は損害が発生した事業年度における)年間支払総額の100分の1に相当する金額までは事業者が負担し、100分の1に相当する金額を超える部分については市が負担する。

### 2 法令変更による追加費用又は損害の負担

- (1) 本件業務に典型的もしくは特別に影響を及ぼす法令変更又は消費税、消費税類似の税制度の新設・変更(税率の変更を含む。)により生じた追加費用又は損害については、市が負担する。
- (2) (1)で定める以外の法令変更により生じた追加費用又は損害については、事業者の負担とする。
- (3) 法令の変更の解釈につき、市と事業者の間で疑義が生じた場合には、両者で協議する。

### 3 保険との関係

事業者が追加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

### 4 複数の事由が発生した場合の措置

法令変更、不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用または損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、施設整備業務又は事後整備業務に関する追加費用、若しくは引渡し又は事後引渡し未了の施設に関する損害についてはその累計で、維持管理・運營業務に関する追加費用、若しくは引渡し又は事後引渡し完了している施設に関する損害については当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

## 別紙 15 請負人等保証書様式

(あて先) 久留米市長

### 保証書(案)

請負人等(以下「保証人」という。)は、久留米市 中央学校給食センター(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が久留米市(以下「市」という。)との間で締結した本件事業に関する契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

#### (保証)

第1条 保証人は、事業契約第29条に基づく事業者の市に対する債務のうち調理備品及び食器・食缶等に関するもの、並びに事業契約第37条第5項に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。

#### (通知義務)

第2条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

#### (履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定められた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

#### (求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、福岡地方裁判所久留米支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令によって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

(保証人) 住所  
氏名

## 別紙 16 請負人等保証書様式

(あて先) 久留米市長

### 保証書(案)

請負人等(以下「保証人」という。)は、久留米市 中央学校給食センター(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が久留米市(以下「市」という。)との間で締結した本件事業に関する契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

#### (保証)

第1条 保証人は、事業契約第29条に基づく事業者の市に対する債務のうち事務備品に関するもの及び第37条第1項に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。

#### (通知義務)

第2条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

#### (履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定められた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日(30日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

#### (求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、福岡地方裁判所久留米支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令によって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

(保証人) 住所  
氏名

## 別紙17 個人情報取扱特記事項

### (収集の制限)

第1条 事業者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

### (複写及び複製の禁止)

第2条 乙は、市（以下「甲」という。）が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (目的外使用及び第三者への提供禁止)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (授受及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

### (保管及び返還等)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

### (廃棄)

第6条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

### (報告)

第7条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第8条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第9条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。